＜月次報告様式＞

令和６年度　公文書開示（７月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
1	R6.6.20	R6.7.3	（１）令和５年１１月２日の蒲田消防署災害日報（蒲田消防署内規別記様式第３８号） （２）令和５年１１月２日の蒲田消防署災害報告用資料	2		●					●								（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	総務部 総務課
2	R6.6.19	R6.7.3	立川消防署職員配置表（令和６年４月１日現在）	1		●					●								（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	総務部 総務課
3	R6.6.27	R6.7.9	災害概要（危険排除）（令和６年６月２３日京橋消防署作成）	2	●															総務部 総務課
4	R6.5.10	R6.7.4	１　令和３年度東京消防庁消防職員委員会の審議の概要及び結果並びに提出意見に対する処置の結果について（令和３年９月１５日３人職第６０４号消防総監通知） ２　令和４年度東京消防庁消防職員委員会の審議の概要及び結果並びに提出意見に対する処置の結果について（令和４年９月３０日４人職第６７２号消防総監通知） ３　令和５年度東京消防庁消防職員委員会の審議の概要及び結果並びに提出意見に対する処置の結果について（令和５年１０月３日５人職第７７３号消防総監通知）	833		●					●								（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	人事部 職員課
5	R6.7.10	R6.7.26	令和６年７月６日、１０時１５分、品川区上大崎二丁目１３番１号グリーンビュー白金で発生した危険排除事案に関する品川消防署が作成した消防活動記録表及び消防隊が撮影した２階から６階までの建物内部の写真	28		●					●								（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	警防部 特殊災害課
6	R6.7.17	R6.7.29	東京トヨタ自動車株式会社豊島店（豊島区千早１－１５－１９）における少量危険物の貯蔵・取扱届出書（平成１５年１１月１３日第３８１号池袋消防署予防課受付）一式	20		●					●		●						（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条４号） この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部 危険物課
7	R6.7.5	R6.7.9	６防火水槽撤去工事その３ (1).工事設計概括書(2).工事費総括書(3).工事総括書(4).種別内訳書(5).代価明細表（S代価・V代価） (6).機械器具調書(7). 材料品調書(8).諸経費計算書(1) ～ (8) の「金額入り」	1	●															防災部 水利課

8	R6.7.5	R6.7.9	水利課が発注した06-10009 経年防火水槽再生設計その１の設計内訳書の文書	1	●															防災部 水利課
9	R6.7.10	R6.7.10	5経年防火水槽再生工事その４（１）工事設計概括書（２）工事費総括書（３）工事総括書（４）種別内訳書（５）代価明細表（S代価・V代価） （６）機械器具調書（７）材料品調書（８）諸経費計算書（１）～（８）の金額入りすべて	1	●															防災部 水利課
10	R6.6.25	R6.7.2	東京都八王子市四谷町６５８番地１の建物の所有者が〇となった事実を消防署が知ることとなった経緯を記載した以下の公文書 ⑴　検査査察等経過表 ⑵　検査・査察業務等経過表	3	●															予防部 査察課
11	R6.6.25	R6.7.2	東京都八王子市四谷町６５８番地１の建物に係る以下の公文書 ⑴　〇に対して交付した当該建物の立入検査結果通知書及び当該通知書に基づく消防署の対応内容が記載された公文書 ⑵　〇が届出した当該建物の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書及び当該報告書に基づく消防署の対応内容が記載された公文書 ⑶　〇と消防署との間で当該建物の消防用設備の法令違反についてやり取りをした記録が記載された公文書					●											⑴　〇に対して交付した当該建物の立入検査結果通知書及び当該通知書に基づく消防署の対応内容が記載された公文書は、交付及び作成した事実がなく実施機関には存在しない。 ⑵　〇が届出した当該建物の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書及び当該報告書に基づく消防署の対応内容が記載された公文書は、届出及び作成した事実がなく実施機関には存在しない。 ⑶　〇と消防署との間で当該建物の消防用設備の法令違反についてやり取りをした記録が記載された公文書は、作成した事実がなく実施機関には存在しない。	予防部 査察課
12	R6.6.28	R6.7.2	〇（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年１月１８日５世宮（報）第２４７号）	15	●															予防部 査察課
13	R6.7.1	R6.7.3	〇（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年１０月４日５深予（報）第１１２８号）	6	●															予防部 査察課
14	R6.7.8	R6.7.12	〇（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●												予防部 査察課
15	R6.7.5	R6.7.16	〇（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る以下の公文書 ⑴　防火対象物点検結果報告書 ア　〇（共有部、地下１階、２階）に係る防火対象物点検結果報告書（令和５年１０月５日５武予（対）第１９１号） イ　〇（〇１階）に係る防火対象物点検結果報告書（令和５年１０月５日５武予（対）第１９４号） ウ　〇（〇１階）に係る防火対象物点検結果報告書（令和５年１０月５日５武予（対）第１９２号） エ　〇（〇７階）に係る防火対象物点検結果報告書（令和５年１０月５日５武予（対）第１９３号） ⑵　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年１１月２９日５武予（報）第１９１号）	74	●															予防部 査察課
16	R6.7.9	R6.7.22	〇（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年８月２５日５芝予（報）第１０６８号）	55	●															予防部 査察課

17	R6.7.9	R6.7.22	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年７月２６日５京予（報）第５９０号）	22	●															予防部 査察課
18	R6.7.19	R6.7.23	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年１０月４日５武予（報）第７５０号）	22	●															予防部 査察課
19	R6.7.12	R6.7.25	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る令和６年５月２１日に行う予定だった確認検査の際作成された資料及びその結果通知書					●											作成した事実がなく、実施機関には存在しない。	予防部 査察課
20	R6.7.12	R6.7.25	○（東京都○区○丁目○番○号）に消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年４月１９日５堤予（報）第５７号）	7	●															予防部 査察課
21	R6.7.12	R6.7.25	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年４月１５日５堤予（報）第４８号）	29		●					●								（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	予防部 査察課
22	R6.7.18	R6.7.30	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年１２月２７日５矢西（報）第１３６号）	19		●					●								（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	予防部 査察課
23	R6.6.25	R6.7.3	杉並消防署永福救急隊の救急出場（令和５年１０月２２日午後１時２３分覚知）に関する、様式第３５号小隊活動記録票、様式第３６号傷病者記録票（基本情報）、様式第３６号の２傷病者記録票（観察・救急処置）及び様式第３６号の３傷病者記録票（医療機関選定）	4		●					●								（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	救急部 救急管理課
24	R6.7.17	R6.7.25	向島消防署向島救急隊の救急出場（令和６年７月８日午前１１時３０分覚知）に関する、様式第３５号小隊活動記録票、様式第３６号傷病者記録票（基本情報）、様式第３６号の２傷病者記録票（観察・救急処置）及び様式第３６号の３傷病者記録票（医療機関選定）	4		●					●								（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	救急部 救急管理課
25	R6.7.2	R6.7.11	過去５年間の東京消防庁消防学校における脱落人数、退職者人数とその理由					●											請求のあった文書については、作成及び取得していないため	人事部 人事課

26	R6.6.12	R6.7.31	火災調査書類（令和６年４月８日５井予第７２２号）のうち、火災調査書	2		●					●			●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する	予防部 調査課
27	R6.5.31	R6.7.29	火災調査書類（平成１７年４月１１日１６小予（調）第２６号）のうち、以下の書類 １　火災調査書 ２　現場見分調書	105		●					●			●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する	予防部 調査課
28	R6.5.23	R6.7.18	火災調査書類（令和６年４月１０日４板予第５３０号）のうち、以下の書類 １　火災調査書 ２　出火原因判定書	8		●					●			●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	予防部 調査課

29	R6.5.10	R6.7.5	火災調査書類（令和６年３月１１日５八北第３４２号）のうち、以下の書類 １　火災調査書 ２　出火原因判定書 ３　火災出場時における見分調査書 ４　現場見分調査書（第１回） ５　現場見分調査書（第２回） ６　質問調査書 ７　質問調査書 ８　出火建物・避難状況等調査書 ９　建物・収容物損害調査書	60		●					●				●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	予防部 調査課
30	R6.7.4	R6.7.9	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２６年９月２７日２６立国（防）第９６号）	9	●															予防部 防火管理課
31	R6.7.3	R6.7.11	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成１５年５月１６日１５志予（防）第９７号）	7		●					●		●						（７条２号）住戸部分の情報は、個人の権利利益を害するおそれがあるため （７条４号）住戸部分を公にすることで、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため （７条４号）住戸等に係る共用部分の情報は、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	予防部 防火管理課
32	R6.7.9	R6.7.17	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る自衛消防訓練通知書（令和６年３月１８日５杉井（衛）第４２８号）	1	●															予防部 防火管理課

33	R6.7.5	R6.7.24	○（東京都○区○丁目○番○号）の建物及び以下の各テナントに係る公文書 １　○（地下１階） ⑴　防火管理者選任（解任）届出書（令和５年１１月８日５武吉（防）第４４４号） ⑵　消防計画作成（変更）届出書一式（令和５年１１月８日５武吉（防）第４４５号） ２　○（１階） ⑴　防火管理者選任（解任）届出書（令和５年９月１３日５武吉（防）第３４１号） ⑵　消防計画作成（変更）届出書（令和５年９月１３日５武吉（防）第３４２号） ３　○（１階） ⑴　防火管理者選任（解任）届出書（令和６年６月１９日６武予（防）第３５４号） ⑵　消防計画作成（変更）届出書（令和６年６月１８日６武予（防）第３５５号） ４　○（３階） 消防計画作成（変更）届出書一式（令和元年８月２２日３１武予（防）第４４２号） ５　○（４階） 消防計画作成（変更）届出書一式（令和５年１月２３日４武予（防）第９４０号） ６　○（７階） 消防計画作成（変更）届出書一式（令和４年１２月８日４武予（防）第８２６号） ７　○ 消防計画作成（変更）届出書一式（昭和５６年８月２６日武蔵野消防署予防課第１５８号） ８　建物全体 ⑴　共同防火管理協議事項（協議項目、全体の消防計画）作成（変更）届出書一式（昭和５６年８月２６日武蔵野消防署予防課第２０号） ⑵　全体についての消防計画作成（変更）届出書一式（令和４年１２月１日４武予（防）第３８号）	103	●															予防部 防火管理課
34	R6.7.5	R6.7.24	○（東京都○区○丁目○番○号）の建物及び以下の各テナントに係る公文書 １　○（３階）防火管理者選任（解任）届出書 ２　○（４階）防火管理者選任（解任）届出書 ３　○（７階）防火管理者選任（解任）届出書 ４　○　防火管理者選任（解任）届出書 ５　建物全体　統括防火・防災管理者選任（解任）届出書					●										１，２，３，４，５の公文書は文書保存期間が終了し、廃棄しており、現在は存在しない。	予防部 防火管理課
35	R6.7.12	R6.7.24	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る自衛消防訓練通知書（令和５年４月４日５深予（衛）第６号）	1		●					●							（７条２号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	予防部 防火管理課
36	R6.7.12	R6.7.26	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る次の公文書 ⑴　消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（令和６年３月８日５志志（防）第１５３号） ⑵　全体についての消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（令和６年３月８日５志志（防）第８号）	11	●														予防部 防火管理課
37	R6.7.17	R6.7.26	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る令和５年８月８日に提出した自衛消防訓練通知書の受付の有無が分かる総合予防情報システムの記録	1	●														予防部 防火管理課
38	R6.7.18	R6.7.26	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（令和４年４月１９日４所予（防）第１４４号）	9	●														予防部 防火管理課
39	R6.6.19	R6.7.2	立川消防署砂川出張所ほか２か所（４）網戸新設工事の内訳書及び仕様書、見積書	15	●														総務部 施設課
40	R6.6.20	R6.7.2	東京消防庁若林単身待機宿舎敷地地質調査の内訳書	7	●														総務部 施設課

41	R6.6.20	R6.7.2	①田園調布消防署単身待機宿舎（６）内装その他改修工事 ②昭島消防署昭和出張所旧庁舎（６）解体追加工事 の内訳書（共通費計算書含む）、特記仕様書	65	●															総務部 施設課
42	R6.6.28	R6.7.2	①東京消防庁若林単身待機宿舎敷地地質調査 ②東京消防庁板橋消防署常盤台出張所（仮称）庁舎敷地地質調査 以上２件の内訳書一式	14	●															総務部 施設課
43	R6.6.21	R6.7.2	東京消防庁千住消防署宮城出張所庁舎敷地地質調査 東京消防庁板橋消防署常盤台出張所（仮称）庁舎敷地地質調査 以上２件の仕様書及び図面、内訳書一式	135	●															総務部 施設課
44	R6.6.20	R6.7.2	東京消防庁千住消防署宮城出張所庁舎敷地地質調査の内訳書の写し一式	7	●															総務部 施設課
45	R6.7.1	R6.7.10	東京消防庁神田消防署合同庁舎（６）外壁その他改修工事の金入り内訳書一式（代価表、共通費計算書含む）	62	●															総務部 施設課
46	R6.6.28	R6.7.10	本部庁舎（６）災害救急情報センター建築改修工事の内訳書（共通費計算書含む）、特記仕様書	83	●															総務部 施設課
47	R6.7.4	R6.7.16	東京消防庁尾久消防署下尾久出張所庁舎敷地地質調査の内訳書の写し一式	8	●															総務部 施設課
48	R6.7.4	R6.7.16	東京消防庁新本部庁舎ほか１か所敷地測量 東京消防庁若林単身待機宿舎敷地地質調査 東京消防庁板橋消防署常盤台出張所（仮称）庁舎改築工事基本設計 東京消防庁板橋消防署常盤台出張所（仮称）庁舎敷地地質調査 東京消防庁若林単身待機宿舎改築工事基本設計 の金入り内訳書一式	26	●															総務部 施設課
49	R6.7.5	R6.7.16	上野消防署ほか１０か所（６）電源装置撤去工事 立川消防署ほか１１か所（６）電源装置撤去工事 本部庁舎（６）災害救急情報センター電気設備改修工事 の金入り内訳書（共通費計算書含む）、特記仕様書の写し一式	274	●															総務部 施設課
50	R6.7.5	R6.7.16	東京消防庁神田消防署合同庁舎（６）電気設備改修工事 東久留米消防署（６）発電設備修繕工事 の金入り内訳書（共通費計算書含む）、特記仕様書の写し一式	87	●															総務部 施設課

51	R6.7.4	R6.7.16	①新宿消防署落合出張所（５）外壁その他改修工事 ②上野消防署（５）給排水衛生設備その他改修工事 ③新宿消防署落合出張所（５）太陽光発電設備その他改修工事 ④浅草消防署（５）電気設備その他改修工事 ⑤第六消防方面本部消防救助機動部隊隊舎（５）外壁その他改修工事 ⑥芝防署三田出張所（５）外壁その他改修工事 ⑦多摩川家族待機宿舎（５）建築改修工事（その２） ⑧上高田家族待機宿舎（５）建築改修工事 ⑨東京消防庁清瀬消防署（５）訓練棟その他改築工事 ⑩上高田家族待機宿舎（５）電気設備改修工事 ⑪東京消防庁国分寺消防署西元出張所（仮称）庁舎（５）改築空調設備工事 ⑫東京消防庁国分寺消防署西元出張所（仮称）庁舎（５）改築給排水衛生設備工事 ⑬多摩川家族待機宿舎（５）電気設備改修工事 ⑭多摩川家族待機宿舎（５）給排水衛生設備その他改修工事 ⑮上高田家族待機宿舎（５）給排水衛生設備その他改修工事 以上１５件の共通費算定書の写し	81	●															総務部 施設課
52	R6.7.3	R6.7.16	東京消防庁板橋消防署常盤台出張所（仮称）庁舎改築工事基本設計 内訳書の写し一式	4	●															総務部 施設課
53	R6.7.8	R6.7.16	東京消防庁尾久消防署下尾久出張所庁舎敷地地質調査 の特記仕様書及び図面、内訳書一式	69	●															総務部 施設課
54	R6.7.16	R6.7.18	本部庁舎（６）災害救急情報センター空調設備改修工事の内訳書、代価表、共通費算定書の写し	35	●															総務部 施設課
55	R6.7.19	R6.7.25	東京消防庁若林単身待機宿舎敷地地質調査 東京消防庁尾久消防署下尾久出張所庁舎敷地地質調査 東京消防庁千住消防署宮城出張所庁舎敷地地質調査 以上３件の内訳書一式	22	●															総務部 施設課
56	R6.7.18	R6.7.25	東京消防庁千住消防署宮城出張所庁舎敷地地質調査 東京消防庁板橋消防署常盤台出張所（仮称）庁舎敷地地質調査 以上２件の内訳書一式	14	●															総務部 施設課
57	R6.7.17	R6.7.25	臨港消防署（６）内装改修工事の内訳書（共通費計算書含む）	17	●															総務部 施設課
58	R6.7.17	R6.7.25	東京消防庁尾久消防署下尾久出張所庁舎敷地地質調査の内訳書の写し	8	●															総務部 施設課

59	R6.6.21	R6.7.1	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 消防用設備等設置届出書（平成１７年８月２６日新宿消防署予防課（設）第１０１２号）	3	●															予防部 予防課
60	R6.6.25	R6.7.1	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 工事整備対象設備等着工届出書（平成１７年９月２０日新宿消防署西新宿出張所第１７－７０号）の各階平面図	1	●															予防部 予防課
61	R6.6.24	R6.7.1	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 自動火災報知設備の消防用設備等着工届出書（平成３年９月２７日成城消防署予防課第１７１７号）に添付された火災報知設備の概要表（個人情報及び印影を除く。）	1	●															予防部 予防課
62	R6.6.24	R6.7.1	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る １　防火対象物使用開始届出（令和５年１月２１日４羽志（使）第２４号）に係る検査結果書 ２　消火器の消防用設備等設置届出（令和５年１月２６日４羽志（設）第３７号）に係る検査結果書 ３　誘導灯の消防用設備等設置届出（令和５年１月２６日４羽志（設）第３８号）に係る検査結果書	3	●															予防部 予防課
63	R6.6.24	R6.7.2	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る工事整備対象設備等着工届出書（自動火災報知設備）	20		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部 予防課
64	R6.6.27	R6.7.9	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 最新の工事整備対象設備等着工届出書（自動火災報知設備）に添付されている各階平面図	2		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部 予防課
65	R6.6.26	R6.7.9	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る図面（個人情報及び印影を除く）	24		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部 予防課
66	R6.7.1	R6.7.10	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 自動火災報知設備の消防用設備等設置届出書（平成８年１２月１６日成城消防署予防課第５１５号）に添付された系統図	1	●															予防部 予防課
67	R6.7.1	R6.7.10	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 竣工時の防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和６３年７月１９日芝消防署予防課第３７０１号）に添付された図書一式（個人情報及び印影を除く） ○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 竣工時の防火対象物使用（変更）届出書その１（平成３年１０月３日芝消防署予防課第３７２５号）に添付された図書一式（個人情報及び印影を除く）	44	●	●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部 予防課

68	R6.7.3	R6.7.10	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和６２年５月８日芝消防署予防課第３３２４号）	26	●														予防部 予防課
69	R6.7.5	R6.7.10	○（地上６階建、延べ面積４２８２㎡）（東京都○区○丁目○番○号）に係る 最新の自動火災報知設備の消防用設備等設置届出書（平成１６年１月２７日１５深予（設）第６９６号）一式	15	●														予防部 予防課
70	R6.6.10	R6.7.17	世田谷区内の地上５階建て以上の防火対象物のうち、消防法施行令別表第一に掲げる（５）項イ、（５）項ロ、（１６）項イ及び（１６）項ロに該当する防火対象物の所在地、名称、地上階数、地下階数を含む令和６年６月１０日現在の予防部予防課予防係が総合予防情報システムのデータを元に作成した一覧表	183		●							●						公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。）第７条第４号に該当する。	予防部 予防課
71	R6.7.1	R6.7.17	ビル・プランタン（新宿区新宿１－３０－１１）に係る 竣工時の誘導灯の消防用設備等設置届出書（平成３年１２月２６日四谷消防署予防課第７１８号）に添付された設備図面	60	●	●					●								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。	予防部 予防課
72	R6.7.1	R6.7.17	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る １　自動火災報知設備の消防用設備等設置届出書（昭和５３年９月２６日板橋消防署予防課第４２３号） ２　自動火災報知設備の消防用設備等設置届出書（昭和５５年２月１３日板橋消防署予防課第６７号） ３　自動火災報知設備の消防用設備等設置届出書（昭和５５年２月２８日板橋消防署予防課第１０８号） ４　自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１８年７月７日１８板予（設）第８１号） ５　自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２０年１０月３日１０板予（設）第１９２号） ６　誘導灯の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２０年１０月３日２０板予（設）第１９１号） ７　消火器の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２１年８月１１日２１板予（設）第１９１号） ８　非常警報設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２１年８月１１日２１板予（設）第２２０号） ９　自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２３年７月２８日２３板予（設）第１１３号） 10　誘導灯の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２３年７月２８日２３板予（設）第１１４号） 11　自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２４年１１月２９日２４板予（設）第２６１号） 12　自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２７年１月９日２６板予（設）第４８４号） 13　自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２８年３月１６日２７板予（設）第５０２号） 14　自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２８年４月２７日２８板予（設）第４１号） 15　誘導灯の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２９年４月２７日２９板予（設）第４２号） 16　誘導灯の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成３０年１１月２日３０板予（設）第２６９号） 17　誘導灯の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成３１年２月２５日３０板予（設）第４４２号） 18　自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和３年５月１７日３板予（設）第５２号） 19　誘導灯の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和３年１２月２日３板予（設）第５２号） 20　自動火災報知設備の消防用設備等着工届出書（昭和５３年９月４日板橋消防署予防課第３７４号） 21　自動火災報知設備の消防用設備等着工届出書（昭和５５年１月２９日板橋消防署予防課第３５号） 22　自動火災報知設備の工事対象設備等着工届出書（平成２４年１０月２３日板予（着）第１４３号）	265	●														予防部 予防課
73	R6.7.12	R6.7.17	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 消防用設備等設置届出書（平成１４年４月１５日千住消防署予防課第１４－００１０号）の鑑	1	●														予防部 予防課
74	R6.7.5	R6.7.17	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る １　消防用設備等設置届出書（昭和５２年９月７日武蔵野消防署予防課第３４１号）の鑑及び同届出書に添付された平面図 ２　消防用設備等設置届出書（昭和５２年９月２０日武蔵野消防署予防課第３６３号）の鑑及び同届出書に添付された平面図 ３　消防用設備等設置届出書（昭和５２年９月２０日武蔵野消防署予防課第３６１号）の鑑及び同届出書に添付された平面図 ４　消防用設備等設置届出書（昭和５２年９月７日武蔵野消防署予防課第３６０号）の鑑及び同届出書に添付された平面図 ５　消防用設備等設置届出書（昭和５２年９月７日武蔵野消防署予防課第３６２号）の鑑及び同届出書に添付された平面図	42	●														予防部 予防課

75	R6.7.8	R6.7.18	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る １　防火対象物使用（変更）開始届出書その１（平成５年４月１６日石神井消防署予防課第９１号）の鑑及び１階平面図及び立面図 ２　避難器具（避難はしご）の消防用設備等設置届出書（平成５年４月１６日石神井消防署予防課第２６７号）の鑑及び２階、３階の平面図及び立面図	12		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部 予防課
76	R6.6.29	R6.7.18	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 防火対象物使用（変更）届出書その１（平成２年５月３０日豊島消防署予防課第４１５２号）の鑑、平面図、立面図及び断面図	25		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部 予防課
77	R6.7.12	R6.7.22	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１８年１２月６日１８品予第１１２２号）に添付された系統図及び１階から７階の平面図	8	●															予防部 予防課
78	R6.7.11	R6.7.25	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る １　建築同意書類調査書（昭和５７年２月１２日赤羽消防署（同）第５号） ２　消防用設備等設置届出書（昭和５７年１２月２１日赤羽消防署予防課第４３７～８号）及び検査結果書 ３　防火対象物使用（開始）届出書（昭和５７年１２月１５日赤羽消防署予防課第１３８号）及び検査結果書	16	●	●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部 予防課
79	R6.7.11	R6.7.25	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用開始届出書（平成３年５月２１日芝消防署予防課第３５０９号）	21		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部 予防課
80	R6.7.17	R6.7.25	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 消防用設備等着工届出書（昭和４８年６月２１日大森消防署予防課第１８１号）に添付された配置図、求積図、案内図及び設備図	23	●															予防部 予防課
81	R6.7.18	R6.7.29	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る １　工事整備対象設備等着工届出書（平成１９年７月１２日野方消防署第２１号） ２　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１９年８月１６日野方消防署第７８号） ３　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２１年４月１３日野方消防署第９号） ４　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２２年２月４日野方消防署第１８９号）	15	●															予防部 予防課
82	R6.7.18	R6.7.29	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る １　消防用設備等設置届出書（昭和５３年４月６日矢口消防署予防課第６４号）の鑑 ２　消防用設備等設置届出書（昭和５３年３月１０日矢口消防署予防課第４４号）の鑑 ３　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和元年１２月５日矢口消防署西蒲田出張所第２０１９－００５３号）の鑑及び平面図	6	●	●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部 予防課

83	R6.7.22	R6.7.29	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 防火対象物使用（変更）届出書（平成１８年１月３１日町田消防署予防課第１６１号）	1	●														予防部 予防課
84	R6.7.23	R6.7.29	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る １　消防用設備等着工届出書（昭和５４年４月２５日渋谷消防署予防課第２１０号） ２　消防用設備等設置届出書（昭和５４年６月１１日渋谷消防署予防課第２１０号）	27	●														予防部予防課